

財 第 502 号
平成 31 年 3 月 5 日

各課等の長 様

魚津市請負工事執行適正化委員会
委員長 副市長 四十万 隆一
(公 印 省 略)

「平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」等の運用に係る
特例措置について

標記の件について、平成 31 年 2 月 22 日付けで国土交通省において「平成 31 年 3
月から適用する公共工事設計労務単価について」及び「平成 31 年度設計業務委託等
技術者単価について」の運用に係る特例措置が決定されたことを受け、魚津市にお
いても下記のとおり運用することとしたので通知します。

記

1. 特例措置の内容

2 で対象とする工事及び委託業務の受注者は、「平成 30 年 3 月から適用する公共
工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）及び「平成 30 年度設計業務委託
等技術者単価（以下「旧技術者単価）」に基づく契約を、「平成 31 年 3 月から適用
する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「平成 31 年度設計
業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）に基づく契約に変更する
ための契約金額の変更の協議を請求することができる。

2. 具体的な取扱い

(1) 平成 31 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事及び委託業務のうち、「旧労
務単価」及び「旧技術者単価」を適用して予定価格を積算しているものについては、
次の式により算出された契約金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times K$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び K は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 「新労務単価」、「新技術者単価」及び当初契約時点の物価により積算さ
れた予定価格

K : 当初契約の落札率

(2) 平成 31 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」(平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号…) 記 1. (1) 及び 2. から 8. まで〔4. (3) を除く〕の規定を準用するものとします。

3. その他

落札者決定通知後の工事及び委託業務にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。

4. 具体的な手続きについて

(1) 受注者との協議

契約金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、当該請求を受けた日から 7 日以内に発注者が協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(2) 請負代金額変更の手続き

「(別紙) フロー図」のとおりとする。

なお、発注者は請負代金(委託料)変更額承諾書を受け取り次第、速やかに変更契約を行うこととする。

魚津市企画総務部財政課 管財・契約検査係 TEL : 0765-23-1088
